

「当該開示決定」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第十六条第二号ロ又は同条第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が含まれている個人情報を第十七条の二の規定により開示しようとするとき。

第二十一条第一項中「個人情報全部又は一部を開示する旨の決定（以下「**開示決定**」及び「**開示決定**という。）」を削り、「**当該開示決定**に係る」に改め、同条第三項中「を記録している」を「が記録された」に改め、同条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 開示決定を受けた者は、第十九条第一項又は第二項の規定による通知があった日から九十日以内に開示を受けなければならない。ただし、当該期間内に開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

第二十二条第二項中「前三条」を「第十九条から第十九条の三まで及び前二条」に改める。

第三十三条の見出しを削り、同条第一項第一号を次のように改める。

一 法令の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）の規定が適用されない個人情報

第三十三条第一項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同条第五項中「訂正」の下に「又は利用の停止、消去若しくは提供の停止」を、「第二十四条第一項」の下に「若しくは第二項又は第二十六条の七第一項若しくは第二項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第二十四条から第二十六条まで」を「第三節」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第四節の規定は、法令又は他の条例の規定により、個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を求めるときは、適用しない。

第三十三条第三項中「（第二十四条から第二十六条までを除く。）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この章（第一節を除く。）の規定は、法令の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の規定が適用されない個人情報（第一項第一号に掲げる個人情報を除く。）については、適用しない。

第二章第五節を同章第七節とする。

第二十九条の二中「若しくは訂正決定等」を「訂正決定等若しくは利用停止決定等」に、「若しくは訂正請求」を「訂正請求若しくは利用停止請求」に改める。

第三十条第一項中「又は訂正決定等」を「訂正決定等又は利用停止決定等」に改め、同項に次の一号を加える。

四 決定又は裁決で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止を求める内容の全部の利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止を求める内容の全部の利用停止をすることとするとき。

第三十一条第二号中「（開示請求者）を」、「訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者）」に改める。

第三十二条中「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改め、同条第二号中「個人情報の」を「第三者に関する情報の」に改める。

第二章第四節を同章第六節とする。

第二十七条第一項中「に関する」を「を本人とする」に、「及び第十三条第一項」を「第十二条の二及び第十三条」に、「認める」を「思料する」に改め、「（以下「是正の申出」という。）」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 遺族は、実施機関の死者を本人とする個人情報の取扱いが第七条から第十一条まで、第十二条の二及び第十三条の規定に違反していると思料するときは、当該実施機関に対し、その取扱いの是正の申出をすることができる。

第二十七条に次の一項を加える。

3 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって、前二項の取扱いの是正の申出（以下「是正の申出」という。）をすることができる。

第二十八条第一項第一号中「住所」の下に「又は居所」を加え、同項第二号中「法定代理人」を「遺族又は法定代理人」に、「本人」を「是正の申出に係る個人情報の本人」に改め、「住所」の下に「又は居所」を加え、同項第四号中「認める」を「思料する」に改め、「取扱い」の下に「及び是正の申出の内容」を加え、同項中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第二章第三節を同章第五節とする。

第二十四条の前に次の節名を付する。

第三節 訂正

第二十四条の見出しを「（訂正請求権）」に改め、同条第一項中「に関する」を「を本人とする」に、「に事実の誤りがあると認める」を「の内容が事実でないと思料する」に改め、「（以下「訂正請求」という。）」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 遺族は、第二十一条第一項の規定により開示を受けた死者を本人とする個人情報の内容が事実でないと思料するときは、実施機関に対し、その訂正の請求をすることができる。

第二十四条に次の二項を加える。

3 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって、前二項の訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

4 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に訂正請求をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

第二十五条第一項第一号中「住所」の下に「又は居所」を加え、同項第二号中「法定代理人」を「遺族又は法定代理人」に、「本人」を「訂正請求に係る個人情報の本人」に改め、「住所」の下に「又は居所」を加え、同項第三号中「係る」の下に「個人情報の開示を受けた日その他当該」を加え、同項第四号を次のように改める。

四 訂正請求の内容及び理由

第二十六条を次のように改める。

(訂正義務)

第二十六条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

第二十六条の次に次の五条及び一節を加える。

(訂正請求に対する措置)

第二十六条の二 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部について訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第二十六条の三 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があつた日から起算して三十日以内しなければならない。ただし、第二十五条第三項において準用する第十五条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第二十六条の四 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第二十六条の五 実施機関は、訂正請求に係る個人情報第十九条の四第三項の規定に基づく開示に係るものであるときその他の実施機関において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第二十六条の二第一項の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正をしなければならない。

(個人情報の提供先への通知)

第二十六条の六 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第四節 利用停止

(利用停止請求権)

第二十六条の七 何人も、第二十一条第一項又は第二十二条第二項の規定により開示を受けた自己を本人とする個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

一 第七条の規定に違反して収集されたものであるとき、第八条第三項の規定に違反して保有されているとき又は第九条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

二 第九条又は第十条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 遺族は、第二十一条第一項の規定により開示を受けた死者を本人とする個人情報が前項各号のいずれかに該当すると思料するときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

3 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって、前二項の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

4 利用停止請求は、個人情報の開示を受けた日から九十日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に利用停止請求をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(利用停止請求の手續)

第二十六条の八 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所又は居所
- 二 遺族又は法定代理人が利用停止請求をする場合にあっては、利用停止請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所又は居所
- 三 利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報を特定するために必要な事項
- 四 利用停止請求の内容及び理由
- 五 その他実施機関が定める事項

2 第十五条第二項及び第三項の規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止義務)

第二十六条の九 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度において、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第二十六条の十 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の全部又は一部について利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の全部について利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第二十六条の十一 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から起算して三十日以内にななければならない。ただし、第二十六条の八第二項において準用する第十五条第三項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)